

第5章 非金銭執行

第1節 総則

第699条 執行開始。

執行名義に、作為、不作為または金銭以外のものの提供を命じる有責判決または義務が含まれている場合、執行開始する(裁判所)決定で、裁判所が適当と判断する期間内に執行名義が設定するものをその独自の条件で履行することが被執行者に請求される。

請求では、裁判所は、人的強制手段または罰金を用いることを被執行者に警告できる。

第700条 保証目的差押えおよび代替保証。

作為、不作為または金銭以外の何かを提供するという請求がすぐに履行できない場合、裁判所書記官は、執行者の請求により、有責判決の有効性を確保するために適切な保証措置を取り決めることができる。

いずれにせよ、執行者が申立てた場合、付帯的代替賠償と執行費用の支払いを確実にするのに十分な金額で被執行者の財物の差押えが決められる。この(書記官)決定に対しては、執行の一般命令を出した裁判所に対して、中断効のない再審理の直接不服申立てできる。

被執行者が、差押えが決められるとき、裁判所書記官によって設定された十分な金額の保証を、第529条第3節第2段規定の方法のいずれかで、提供する場合、差押えは解除される。

第2節 物を引渡す義務の執行

第701条 特定動産の引渡し。

① 執行名義から特定の動産引渡し義務が発生し、被執行者が与えられた期間内に引渡しを行わないときは、執行担当裁判所書記官は、執行者に債務の目的物の占有を回復させる、そのために必要と考える強制力を使用する。閉鎖された場所へ立ち入る必要がある場合、裁判所書記官は執行を命じた裁判所の許可を取得する、必要な場合は、公権力の支援を得ることができる。

不動産と同様の登記公示制度の対象となる動産の場合、該当する登記を執行名義に適合させるために必要な処理がなされる。

② 物の所在が分からない場合、または、所在するはずの場所を探しても見つからない場合、裁判所書記官は、被執行者または第三者に対し、不服従(の罪)に陥ることを警告して、物がその者の支配下にあるかどうか、または、それがどこにあるかを知っているかどうかをそれらの者が述べるために、事情聴取を行う。

③ 前各項の規定に従って手続きしても物が見つからなかった場合、裁判所は、執

行者の請求により、命令を通して、物または債務の目的物の引き渡しの欠如を、第 712 条以降に従って設定される公正な金銭補償に置き換えることを命じる。

第 702 条 種類物または不特定物の引き渡し。

- ① 執行名義が市場で入手できる種類物または不特定物の引渡しに係わり、期間が経過しても請求が履行されなかった場合、執行者は裁判所書記官に債務の目的物を自己の占有下に置くよう、または、その物を、被執行者の費用で、取得費の支払いに十分な財物の差押えを同時に命じて、（市場で）取得する権能を与えるよう請求できる。取得費に関して執行者は正当な計算を提出する。
- ② 執行者が、前項に従って種類物または不特定物を後から取得することがもはや自己の正当な利益を満たさないと申告した場合、金銭的同等物が、執行者に発生する損害賠償とともに決定される。これらは第 712 条以下に従って清算されなければならない。

第 703 条 不動産の引渡し。

- ① 執行名義が不動産の移転または引渡しを定めていた場合、執行の承認および開始の（裁判所）決定が下されると、それを担当する裁判所書記官は、有責判決の内容に従って適切なものを直ちに命令し、場合に応じて、登記を執行名義に合わせるために必要なことを処置する。

執行名義の目的ではない物が引き渡されるべき不動産の中にある場合、裁判所書記官は、指定された期間内にそれらを撤去するよう被執行者に請求する。それらを撤去しない場合、それらは遺棄物と見なされる。

賃料または未払金の不払いによる、または、法的または契約上の期間の満了による立退きの場合、強制立退き実行の遅延を避けるためには、裁判所書記官の事前の承認を得て、管理者(Gestor)の肩書を持つ 1 人の公務員の立会いで十分である。その者は、場合に応じて、公権力の助けを求めることができる。

- ② 強制立退き（行為）において、不動産の通常使用に厳密に必要な植栽または施設からなる分離不可能なものの所有権が、不動産を立退く者によって主張される場合、その価値の支払い義務については、立退きから 5 日以内に利害関係者がそれを請求するとき、執行において裁定される。

- ③ 強制立退きにおいて被執行者または居住者が引き起こした不動産の瑕疵の存在が記録された場合、発生した損害賠償に応じるため、責任を負う者の十分な財物の留保と寄託の設定を取り決めることができる。その財物は、第 712 条以降の条項に従って、場合に応じて、執行者の請求により清算される。

- ④ 執行名義が建物立退き裁判で言い渡された判決である場合で、強制立退き予定日より前に、有効な占有が原告に引き渡された場合、家主が裁判所書記官の前でそう証明すると、判決が執行されたことを宣言する、また、（執行）手続きを取り消す（書記官）決定が、不動産の状態の調書作成のために原告がその（執行）維持に関心がないと、下される。

第 704 条 引渡されるべき不動産の占有者。

① その占有が引渡されるべき不動産が被執行者またはその被扶養者の住居である場合、裁判所書記官は、その立退きに 1 か月の期間を与える。正当な事由がある場合は、この期間をさらに 1 か月延長することができる。

指定された期限が過ぎると、強制立退きにすぐに移行する。その日付は最初の裁定または延長が決められる裁定で設定される。

② 執行名義がその引渡しを強制する不動産が、被執行者およびその使用を共有する者以外の第三者によって占有されている場合、執行担当裁判所書記官は、その存在に気づいたらすぐに、それら第三者に執行開始またはその係属中であることを、それらが 10 日以内にその状況を正当化する権原証書を提出するために、通知する。

執行者は、裁判所に対し、単なる事実上または十分な権利のない占有者とみなす者の強制立退きを請求できる。この請求は執行者が指摘した者に送付され、第 675 条第 3 項および第 4 項の規定に従って手続きが続行される。

第 3 節 作為および不作為義務による執行

第 705 条 請求および期間の設定。

執行名義が何かをなす義務を科す場合、裁判所は、作為の性質と発生する状況に従って、設定する期間内に債務者にそれをなすよう請求する。

第 706 条 一身専属でない作為の有責判決。

① 執行名義が強制する作為が一身専属でない場合、被執行者が裁判所書記官の指示した期間内に履行しないときは、執行者は、被執行者の費用で、第三者へ委託することを、または、損害賠償を請求できる。

執行名義に債務者の債務不履行の場合の明示的な規定が含まれている場合、その規定に従い、執行者は第三者による実行または損害賠償を選択できない。

② 前項の規定に従い、執行者が第三者への作為の委託を選択した場合、かかる行為の費用は、裁判所書記官によって任命された鑑定評価人によって事前に評価される。被執行者が、執行の一般命令を発した裁判所に中断効のない再審理の直接不服申立てできる（書記官）決定を通して承認した金額を寄託しなかった場合、または、支払いを保証しなかった場合、財物の差押えに直ちに移行し、必要な金額が手に入るまで強制（換金）実行が手続きされる。

執行者が損害賠償を選択した場合、それらは第 712 条以降の規定に従って定量化される。

第 707 条 メディアにおける判決の公表。

判決が、その裁判で敗訴した当事者の費用で、その内容の全部または一部をメディアに掲載または流布することを命じる場合、裁判所書記官が被執行者に適切な広告を契約するよう請求して、この言渡しの有効性が発揮されるように執行処理されるようにできる。

被執行者が指定された期間内に請求を履行しなかった場合、執行者は、前条第2項の規定に従って、被執行者の資産の責任で必要な資金を取得した後、広告を契約できる。

第708条 意思表示を命じる判決。

① 確定した裁判上または仲裁上の裁定が、ある意思表示することを命じる場合、被執行者がそうしないで、第548条規定の20日の期間が経過したら、管轄裁判所は、事案の本質的な要素があらかじめ定められている場合、決定を通して、（被執行者が）意思表示したと裁定する。意思表示がなされると、執行者は、執行担当裁判所書記官に、決定の公証謄本をもって、意思表示の内容と目的に応じて、登記簿への付記登記または登記する命令を発するよう請求できる。

上記は、法律行為および取引の形式および文書化に関する民事および商業上の規範の遵守を害しないと解される。

② 前項の場合において、意思表示の対象となる取引または契約の必須ではない要素が事前に決定されていない場合、裁判所は、当事者の意見を聴取した後、意思表示がなされたとする裁定においてそれらを、市場または取引で通常行われていることに従って、決定する。

不確定性が、意思表示がなされるべき取引または契約の本質的な要素に影響を与える場合、それが有罪判決を受けた者によってなされなかった場合、執行は執行者に生じた損害賠償のために進行し、それは第712条以降の規定に従って清算される。

第709条 一身専属の作為を命じる判決。

① 執行名義が一身専属の作為に係わる場合、被執行者は、第699条に係わる請求を履行するために認められた期間内に、裁判所に、執行名義が定めるものをなすことを拒否する事由を述べることができ、また、債務の目的である給付の一身専属性の存否について都合がよいことを主張できる。被執行者が給付せずにこの期間が経過すると、執行者は、作為給付と同等の金銭を自己に引渡すために執行を進めることを請求するか、または、被執行者に、その期間終了後、実施しないで経過する月ごとに罰金をもって強制するか、選択できる。裁判所は、判決の目的である給付が一身専属の作為を特徴付ける特別な性質を持っていると判断した場合、執行者が申立てたことに同意して、決定を通して妥当なものを裁定する。別の場合は、第706条の規定に従って執行を継続するよう命じる。

② 債務の目的である給付に相当する金銭を得るために執行を継続することが取り決められた場合、同じ裁定において、第711条の規定に従って、被執行者に1回だけの罰金が科される。

③ 被執行者に毎月罰金を科して強制することが取り決められる場合、執行担当裁判所書記官は、四半期ごとに請求を、最初の請求から1年経過するまで繰り返す。1年経過しても、被執行者が執行名義規定のものをなすことを拒否し続けた場合、執行を、執行者に給付と同等の金銭を提供するか、または、執行者の満足に適するその他の措置を採択するために続行させるために、継続する。後者は、執行者の請求により、被執行者の意見を聞いて、裁判所が取り決めることができる。

④ 本条の前各項の規定は、執行名義に債務者の債務不履行の場合の明示的な規定が含まれる場合には適用されない。この場合、執行名義に規定されているものが適用される。

第 710 条 不作為を命じる判決。

① あることの不作為を命じられた者が判決に従わなかった場合、執行者の請求により、執行担当裁判所書記官は、可能であれば劣悪に作成されたものの破壊、生じた損害の賠償、また、場合に応じて、司法当局への不服従の罪を犯すことになるという警告とともに、違反を繰り返さないことを請求する。

有責判決が履行されない毎に、このような方式で手続きされる、また、劣悪に作成されたものを破壊させるため、裁判所書記官は、破壊しないで経過する月ごとに罰金を科して請求する。

② 不作為を命じる判決の性質に留意して、その不履行は繰り返さず、また、劣悪に作成されたものの破壊が不可能な場合、執行は、執行者に生じた損害を賠償するために進行する。

第 711 条 強制罰の額。

① 前数条に規定された罰金の額を決定するために、執行名義に定められた一身専属の作為に対する価格または反対給付が考慮される、それらが執行名義に含まれていない場合、または、劣悪に作成されたものを破壊する場合、これらの行動に起因する市場での金銭的成本が考慮される。

毎月の罰金は価格または価値の 20% までにすることができ、単一回の罰金は当該価格または価値の 50% にすることができる。

② ただし、集团的利益と消費者・ユーザーの広まった利益を守るための（事業等の）停止請求の認容判決は、裁判所裁定の執行における遅延 1 日あたり 600 から 6 万ユーロの範囲の罰金を、判決に示される期間内で、生じた損害の性質と重要性、および、有責判決を受けた者の経済的能力に応じて、科すこととする。この罰金は国庫に納めなければならない。

第 4 節 損害賠償、果実および賃料の清算、および、計算の提出

第 712 条 手続きの適用範囲。

強制執行において、本法に従って非金銭的給付の金銭的等価物を決めなければならないとき、または、損害賠償あるいはあらゆる種類の果実、賃料、利益または収益の費目で負うべき金額を設定しなければならないとき、または、管理の計算の提出から生じる残高を決めなければならないときは、次数条の規定に従って手続きされる。

第 713 条 清算の請求および損害賠償リストの提出。

① 司法判断を求める書面とともに、損害を蒙った者は、その損害の詳細なリスト

とその評価額を提出する。その際、適切と思われる（鑑定等の）意見と書類を添付できる。

② 書面、損害のリストおよびその他の書類は、裁判所書記官によって、損害賠償しなければならないと思われる者に、（それらが）10日の期間で都合が良いと考えることを応答するために、送付される。

第714条 損害のリストの債務者の同意。

① 債務者が損害のリストとその金額に同意する場合、これは（書記官）決定を通して執行担当裁判所書記官によって承認され、合意された金額は、金銭執行について第571条以下に規定される方法で実現される。

② 債務者が、通知書进行处理しないで10日の期間を経過させる場合、または、債権者によって提出されたリストに同意しない点を具体的にせず、また、不同意の事由と範囲を表明しないで、損害の存在を一般的に否定することに限る場合、債務者は、執行者が主張する事実と同意したものとみなされる。

第715条 債務者の異議申立て。

法的期間内に、債務者が原告の請求に理由付きで異議申立てした場合、損害賠償の項目に関してであろうと、または、金銭的価値に関してであろうと、損害賠償の清算は口頭審理裁判について規定される手続きによって審理される。しかし、執行の一般命令を下した裁判所は、当事者の請求により、または、必要と考える場合は職権で、命令を通して、損害の実効的発生および金銭によるその評価について意見を述べる鑑定人を、異議申立てを否認する文書の提出後、任命できる。この場合、意見書を作成して、裁判所に引渡す期間を定める、そして、意見書が当事者に送付される日の翌日から数えて10日経過するまで口頭審問は行われない。

第716条 特定の金額を定める決定。

審問が行われる日から5日以内に、裁判所は、債権者に損害賠償として支払われなければならない金額を決めて、決定を通して、公正と思量する裁定を下す。

この決定は、（執行の）中断効なく、また、本法第394条の規定に従って費用の賦課を明示的に宣言して、控訴できる。（下線部??）

第717条 非金銭的給付の金銭的等価物の決定の請求。

ある金額の引渡しで成らない給付の金銭的相当額の決定が請求される場合、当該給付の金銭的見積もり、および、それを裏付ける理由が、請求人が自己の請求を裏付けるために適切と考える書類を添付して、表明される。その請求は、支払いしなければならないと思われる者に、その者が都合が良いと考えるものを10日以内に応答するために、裁判所書記官が送付する。

この請求は、損害賠償清算について第714条から第716条までに規定されるのと同じ方法で審理され、裁定される。

第 718 条 果実および賃料の決算。債務者への依頼と請求。

果実、賃料、利益またはあらゆる種類の収益の費目で負っている金額を決定するよう申立てられた場合、執行担当裁判所書記官は、債務者に、事案の状況に応じて決められる期間内に、執行名義が定めた基礎に従って、決算を提出するよう請求する。

第 719 条 債権者により提出される決算および債務者への送付。

① 債務者が前条に係わる果実、賃料、利益またはあらゆる種類の収益の決算を提出した場合、それは債権者に送付され、債権者が同意した場合、それは（書記官）決定によって承認され、金銭執行について第 571 条以降が規定する方法で、合意金額を実現するため手続きされる。

債権者が決算に同意しないときは、本法第 715 条の規定に従って決算は審理される。

② 期間内に、債務者が前項に係わる決算を提出しない場合、債権者は、それが正当と考える決算を提出するよう請求される、そして、その決算書は被執行者に送付される。（執行）手続きは第 714 条から第 716 条に従ってなされる。

第 720 条 管理の計算の提出。

第 718 条および第 719 条に含まれる規定は、執行名義が管理の計算の提出義務および計算残高の引渡し義務に言及している場合に準用される。ただし、執行担当裁判所書記官は、事案の重要性と複雑さを考慮して、必要とみなす場合、（書記官）決定を通して、期間を延長できる。